

大口町電子計算機処理データ保護管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 管理組織（第4条—第7条）
- 第3章 データの提供及び利用（第8条—第9条）
- 第4章 ドキュメントの管理（第10条）
- 第5章 電子計算機等の運行管理（第11条—第16条）
- 第6章 委託処理（第17条—第18条）
- 第7章 雑則（第19条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、電子計算機処理（以下「電算処理」という。）に係るデータ保護の的確な管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務所管課 電子計算機により処理している業務を所管する課（室、局を含む。）をいう。
- (2) 電算所管課 電子計算機を所管する課をいう。
- (3) データ 電算処理に係る入出力帳票、磁気テープ、磁気ディスク及びその他の媒体に記録されているものをいう。
- (4) ドキュメント 電算処理に係るシステム設計、オペレーション手順書、プログラム説明書及びコードブック等のうち外部に知られることを適当としないものをいう。

（対象データ）

第3条 保護すべき対象のデータは、次の各号に掲げるデータとする。

- (1) 法令の規定により守秘を要することとされているデータ
- (2) 個人、法人等に関するデータのうち外部に知られることを適当としないデータ
- (3) 漏えいした場合、行政の信頼性を著しく阻害し、かつ、その円滑な執行を妨げるおそれのあるデータ
- (4) 滅失し、又はき損した場合、その復元が著しく困難となり、行政の円滑な執行を妨げるおそれのあるデータ
- (5) その他特にデータ保護の的確な管理を図る必要があるデータ

第2章 管理組織

(データ保護管理者)

第4条 電算処理に係るデータ保護に関する管理を図るため、データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、総務部長をもってこれに充てる。

(データ取扱責任者)

第5条 保護管理者の事務の一部を取り扱わせるため、データ取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、業務所管課長及び電算所管課長をもってこれに充てる。

(データ管理委員会)

第6条 データ保護の的確な管理を推進するため、大口町データ管理委員会(以下「委員会」を設置する。

2 委員会の組織等については、別に定める。

(調査等)

第7条 保護管理者は、データ管理の状況及び之に関連する設備の状況等について、必要な調査をし、又は取扱責任者に対し必要な報告を求めることができる。

第3章 データの提供及び利用

(データの提供)

第8条 データを外部に提供する場合、業務所管課長は提供する当該データの内容、使用目的、提供方法、管理方法等について覚書を取り交わさなければならない。

(保管データの使用)

第9条 業務所管課長は、電算処理するために必要なデータが他の業務所管課の所掌するものであるときは、あらかじめその業務所管課長の許可を得なければならない。

第4章 ドキュメントの管理

(ドキュメントの管理)

第10条 取扱責任者は、ドキュメントの外部持ち出し、複写等について、その管理上必要な措置を講じなければならない。

第5章 電子計算機等の運行管理

(入出力の帳票及び媒体の管理)

第11条 業務所管課長及び電算所管課課長は、入出力の帳票及び媒体（次条に規定する磁気ファイルを除く。以下「帳票等」という。）の保護のため、受払い及び保管に関し、必要な確認事項を講じなければならない。

2 帳票等は、これを外部に持ち出し、又は複写をしてはならない。ただし、業務所管課長が認めた場合はこの限りでない。

(磁気ファイルのデータの管理)

第12条 電算所管課長は、磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体に記録されているファイルのうち、マスターファイル及びこれに準ずる重要なファイル（以下「磁気ファイル」という。）の保護のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 磁気ファイルの受払い及び保管に際しては、必要な確認措置を講ずること。
- (2) 磁気ファイルのデータの複写及び消却、磁気ファイルの廃棄、クリーニング等は、第三者に漏えいすることのないように充分注意して行なうこと。
- (3) 磁気ファイルの障害の有無につき、定期又は随時に点検を行う等の措置を講ずること。
- (4) 磁気ファイルに重大な障害が生じたときは、速やかにその状況について調査し、必要な措置を講ずること。
- (5) 磁気ファイルは、その重要度に応じて、耐火金庫に保管し、又は予備ファイ

ルを作成する等の措置を講ずること。

(データへのアクセス制限等)

第13条 電算所管課長は、磁気ファイルの保護のため、データへのアクセスを制限する必要があるときは、そのための技術的措置、運用的措置等を講じなければならない。

(オペレーションの管理)

第14条 電算所管課長は、電子計算機（端末機を除く。次項において同じ。）のオペレーションを計画に従って行わせなければならない。

2 外部に知られることを適当としないデータの処理に当たっては、原則として、電算所管課長の指示又は承認をした者に複数で行わせなければならない。

(端末の管理)

第15条 電算所管課長は、端末機の管理のため、その責任者を指名しなければならない。

2 端末機は、前項の責任者の指示又は承認を受けた者に取り扱わせなければならない。

(電子計算機室等の管理及び保安)

第16条 電算所管課長は、電子計算機室及び磁気ファイル等の保管施設（以下「電算室等」という。）の管理及び保安に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 電算室等への電算所管課の業務担当者以外の入退室について必要な措置を講ずること
- (2) 火災その他の災害及び盗難等に備え、電算室等に必要な保安措置を講ずること。
- (3) 事故発生時の対策を定めるとともに、その内容を職員に徹底すること。
- (4) 事故が発生したときは、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講ずること。

第6章 委託処理

(業務の委託等)

第17条 業務所管課長及び電算所管課長は、電算処理を外部委託しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項について保護管理者に協議しなければならない。

- (1) 委託業務の内容
- (2) 委託先の経営状況、技術水準等の状況
- (3) 次に掲げる委託先におけるデータ保護管理に関する規定及び体制の整備状況
 - ア 管理責任体制の状況
 - イ ファイル管理の状況
 - ウ 施設管理の状況
 - エ その他データ保護に関する管理の状況
- (4) 契約書に明記し、又は覚書を取り交わす等措置すべき事項

2 保護管理者は、電算処理に関し、要員の派遣を受けるときは、必要に応じ、派遣企業の責任者から秘密保持その他データの適正な取扱いに関する誓約書を提出させるとともに、本人に対し身分証明書を交付しなければならない。

(契約書等)

第18条 業務所管課長及び電算所管課長は、電算処理に係る業務の委託に関し、契約を締結する場合は、必要に応じ、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) データの秘密保護に関すること。
- (2) 再委託の禁止又は制限にかんすること。
- (3) データの指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関すること。
- (4) データの複写及び複製の禁止に関すること。
- (5) 事故発生時における報告義務に関すること。
- (6) 検査の実施に関すること。
- (7) データの授受及び搬送に関すること。
- (8) 委託先におけるデータの保管に関すること。
- (9) 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関すること。

(10) その他必要と認める事項に関すること。

第7章 雑則

(その他必要事項)

第19条 この訓令に定めるもののほか、データ保護に関し必要な事項は町長が定める。

附 則（平成元年3月31日訓令第7号）

- 1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 大口町電子計算機委託処理に関するデータ保護管理規程（昭和59年大口町規程第4号）は、廃止する。